

第4章 おわりに

第1節 基礎研究会の総括

1-1 見直し作業の経緯

普通課程における職業訓練基準の分野別見直しについて、基礎研究会を開催し調査及び検討を行った。今回の基準見直し分野は、平成25年度以降、4年ぶりとなるものであるが、改めて見直すことで新たに気付く見直し箇所も多かった。今回の見直し対象科は、4分野18系42科である。その中には、実施科がない又は1科～2科しかない科もある。

今回の対象分野は、ものづくり産業における基幹分野であるため、全国的に設置科が存在している。また、第4次産業革命「**Connected Industries: つながる産業**」とも称され、また、「IoTがもたらす製造業の革新」とも言われ、ものづくり産業の新たな展開が世界的に叫ばれる中、日本の強みである「技術力」と「現場力」を活かした人材確保が進められつつある。

さらに、生産性向上のために現場での加工から工場加工生産・現場組立に移行し、労働者の技能の差をなくすような生産システムが構築されている。

都道府県立の訓練施設対象の厚労省アンケートでは、雇用に結びつけるための資格から教科内容への要望が多くあがっていたが、民間の認定訓練施設へのアンケートでは、雇用されている方々が訓練受講者であることから、指導者等への要望もあがっていた。教える人材も少なくなっており、指導員不足を訴えるものも見られた。ヒアリング調査では、直に若年者層の就業活動、企業での人材確保への対応が何うことができ、アンケート結果とは一味違う率直な意見・要望や訓練の現状について聴取することができた。

基礎研究会の委員については、民間から4名(認定校1、社団法人1、中央団体関連2)、都道府県の指導員5名、職業大教員4名にお願いした。基礎研究会で取りまとめた見直し案については、訓練基準の改正に資する参考資料として厚労省に提出した。

1-2 訓練基準の運用と課題

別表第二は、普通課程が実施すべき最低限の教科と大きくくりな時間数及び代表的な設備、訓練の対象となる技能・知識の範囲等を定め、これを普通課程の訓練基準としている。この訓練基準の根拠となるものが教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目である。教科の細目では、教科の標準的な内容と時間数を、設備の細目では、標準的な教室、実習場の大きさ等や具体的な設備の名称と台数を、技能照査の基準の細目では、照査の範囲等を詳細に示している。各能開施設では、この教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目を参考にしてカリキュラムを作成し訓練を実施している。基盤整備センターのホームページでは、教科の細目にもとづく「モデル(標準)カリキュラム」も一部掲載している。一方、各能開施設で実施しているカリキュラムを公開していくことも重要と考え、昨年同様に**第2章3-2「訓練科の紹介」**にて事例として紹介しているので、是非参考にさせていただきたい。いずれにしても、別表第二の訓練基準を改正するにあたっては、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に関連する十分な調査と議論が重要である。また、訓練基準の見直しに係るアンケートの中で、「認

定教科書や技能照査の標準問題集が改訂されていない。」等の要望も多かったので、これらについては、以下の（１）、（２）、（３）で述べることにする。

（１）技能照査について

多くの訓練施設では、訓練基準をベースに地域ニーズを取り入れた普通課程を実施している。普通課程を実施するメリットの一つとして技能照査に合格（技能士補）すると技能検定試験の学科が免除される点大きい。特に、認定校では、技能照査→技能検定２級→技能検定１級→職業訓練指導員免許取得を生涯の大きな目標としている場合が多い。一方、技能照査は、「技能検定の学科免除のために実施する。」と思われている部分もある。しかし、技能照査は、以下に示す職業能力開発促進法第 21 条及び同法施行規則第 9 条に規定されているように、「教科の科目について習得すべき技能または知識の水準に達しているか否か」を判定するものであり、技能検定の学科免除が目的ではない。また、すべての訓練科に対応した技能検定職種があるわけではない。

○職業能力開発促進法 第 21 条

（技能照査）

公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練（長期間の訓練課程のものに限る。）を受ける者に対して、**技能及びこれに関する知識の照査**（以下この条において「技能照査」という。）を行わなければならない。

２ 技能照査に合格した者は、技能士補と称することができる。

３ 技能照査の基準その他技能照査の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

○職業能力開発促進法施行規則 第 29 条

（技能照査の基準）

技能照査は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の**高度職業訓練**を受ける者に対して、**それぞれの訓練課程の職業訓練において習得すべき技能及びこれに関する知識を有するかどうかを判定するため、教科の各科目について行うものとする。**

参考までに実施要領（平成 10 年度局長通達）を示す。

○対象者（抜粋）

対象者は、普通課程の普通職業訓練又は専門課程若しくは応用課程の高度職業訓練を受けている者であって、訓練修了時まで、訓練を行うものが定める当該訓練の教科ごとの訓練時間の 80% 以上を受講できる見込みがあり、かつ、当該訓練の総時間の 80% 以上を受講できる見込みがある者であること。

○照査の範囲（抜粋）

「技能照査の基準の細目」に掲げられた全項目にわたり、各項目に示された技能又は知識の水準に達しているか否かを判定しうる内容のものとすること。ただし、実技試験については、訓練科により細目に掲げられた全項目にわたることが困難な場合には、その一部を実施しなくてもやむを得ないが、この場合にもできる限り多くの項目を包含するよう配慮するものとすること。

技能照査の目的は、1-2-(1)で述べたように習得すべき技能又は知識の水準に達しているか否かを判定するものであるが、技能照査に合格すれば当該技能検定の学科試験が免除されるメリットもある。しかし、すべての訓練科に対応した検定職種があるわけではない。溶接や情報処理系にはもともと検定職種がなく、代わりに公的や民間の資格が存在する。また、かつては実施されていた検定職種も受検者数の減少により、毎年の実施から隔年の実施へ、さらには廃止へと移る職種もあり、時代の変化に伴って新たに実施を行う職種もある。実施状況を踏まえての技能検定の見直しも行われている。平成21年1月『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」に沿って、受検者数の少ない職種においては、順次見直しの対象となり、休止や廃止になっている。例えば、平成27年度には「複写機組立て」職種が職種廃止となっており、同時に判定がされた「製版」職種は休止となっている。また、平成28年度には、「木型製作」が廃止職種となっている。技能検定は、現在、126の技能検定職種がある。

表4-1は、今年度の見直し対象訓練科及び技能照査に合格することで技能検定の学科試験が免除される検定職種である。訓練科においては、必ずしも技能検定の免除職種があるわけでもないが、免除職種がある訓練科では、複数の職種の資格取得が可能なものもあり、中でも機械技術科は、非常に多くの関連職種をもつ科である。民間や他行政機関の資格が関係する訓練科としては、溶接科や自動車整備科、情報・通信分野の訓練科がある。

また、図4-1は、今年度の見直し対象科に関連する検定職種の過去8年間の平均受検者数である。今年度の見直し対象の関連の技能検定では、受検者数の平均が100人に満たない職種である金属溶解職種及び縫製機械整備職種は、隔年実施の職種となっている。

平成29年度には、新たに休止となった技能検定作業として、金属溶解(鉄溶解作業)、鑄造(鉄鋼鑄物鑄造作業、他)、鍛造(自由鍛造作業、他)、粉末冶金(焼結作業)、機械加工(立旋盤作業、ブローチ盤作業、ボール盤作業、数値制御ボール盤作業、…、けがき作業)、放電加工(形彫り放電加工作業)、金型製作(プラスチック成形用金型製作作業)、鉄工(構造物現図作業)、アルミニウム陽極酸化処理(陽極酸化処理作業)、切削工具研削(超硬刃物研磨作業)、ダイカスト(ホットチャンバダイカスト作業)、鉄道車両製造・整備(機器ぎ装作業、鉄道車両現図作業、原動機整備作業)、縫製機械整備(縫製機械整備作業)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーション手書き作業、テクニカルイラストレーション CAD 作業)、機械・プラント製図(プラント配管製図作業)、義肢・装具製作(義肢製作作業)と非常に多くの作業が休止されている。今年度の見直し対象訓練科に関連する技能検定職種の多くの作業が休止となっており、これらの訓練に係る従来の技能の評価があったものが、徐々に自動化等によって変化してきていることが見えるが、依然として金属、機械分野に関連する技能検定は企業内で有効であり、受検者数もトータルでは非常に多いことから、生産現場の技能評価としての役割は大きい。

表 4 - 1 訓練科に対応した技能検定職種(今年度の見直し対象分野)

訓練系	ファイル番号	科No.	訓練科名	検定職種番号	学科が免除される技能検定職種
金属材料系	2-1	4	鉄鋼科	145	金属溶解
				003	鑄造
	2-2	5	鑄造科	091	粉末冶金
				014	ダイカスト
	2-3	6	鍛造科	004	鍛造
	2-4	7	熱処理科	005	金属熱処理
				075	金属材料試験
				007	金型プレス加工
金属加工系	3-1	8	塑性加工科	008	鉄工
				122	建築板金
				123	工場板金
金属表面処理系	3-2	9	溶接科		—
	3-3	10	構造物鉄工科	008	鉄工
	4-1	11	めつき科	010	めつき
機械系	5-1	13	機械加工科	011	アルミニウム陽極酸化処理
				006	機械加工
				012	仕上げ
				146	切削工具研削
	5-2	14	精密加工科	013	機械検査
				006	機械加工
				095	放電加工
				114	金型製作
				012	仕上げ
				146	切削工具研削
				013	機械検査
				088	テクニカルイラストレーション
	5-3	15	機械製図科	052	機械・プラント製図
	5-4	16	機械技術科	006	機械加工
				095	放電加工
				114	金型製作
				012	仕上げ
				146	切削工具研削
				013	機械検査
				088	テクニカルイラストレーション
				052	機械・プラント製図
精密機器系	13-1	36	時計修理科	019	時計修理
	13-2	37	光学ガラス加工科	148	光学機器製造
	13-3	38	光学機器製造科	148	光学機器製造
	13-4	39	計測機器製造科		—
	13-5	40	理化学器械製造科		—
義肢・装具系	43-1	118	義肢・装具科	082	義肢・装具製作
製材機械系	14-1	41	製材機械整備科		—
機械整備系	15-1	42	内燃機関整備科	067	内燃機関組立て
	15-2	43	建設機械整備科	068	建設機械整備
	15-3	44	農業機械整備科	077	農業機械整備
縫製機械系	16-1	45	縫製機械整備科	021	縫製機械整備
メカトロニクス系	54-1	138	メカトロニクス科	006	機械加工
第一種自動車系	8-1	28	自動車製造科	067	内燃機関組立て
	8-2	29	自動車整備科	067	内燃機関組立て
第二種自動車系	9-1	30	自動車整備科	067	内燃機関組立て
	9-2	31	自動車車体整備科	067	内燃機関組立て
航空機系	10-1	32	航空機製造科		—
	10-2	33	航空機整備科		—
鉄道車両系	11-1	34	鉄道車両製造科	008	鉄工
				160	鉄道車両製造・整備
船舶系	12-1	35	造船科	008	鉄工
揚重運搬機械運転系	38-1	102	クレーン運転科		—
	38-2	103	建設機械運転科		—
	38-3	104	港湾荷役科		—
第一種情報処理系	55-1	139	OAシステム科		—
	55-2	140	ソフトウェア管理科		—
	55-3	141	データベース管理科		—
第二種情報処理系	56-1	142	プログラム設計科		—
	56-2	143	システム設計科		—
	56-3	144	データベース設計科		—

※技能士補として免除される技能検定は該当職種の2級

「—」は免除される技能検定職種がない

のヶ所は設置科の数がゼロ(0)

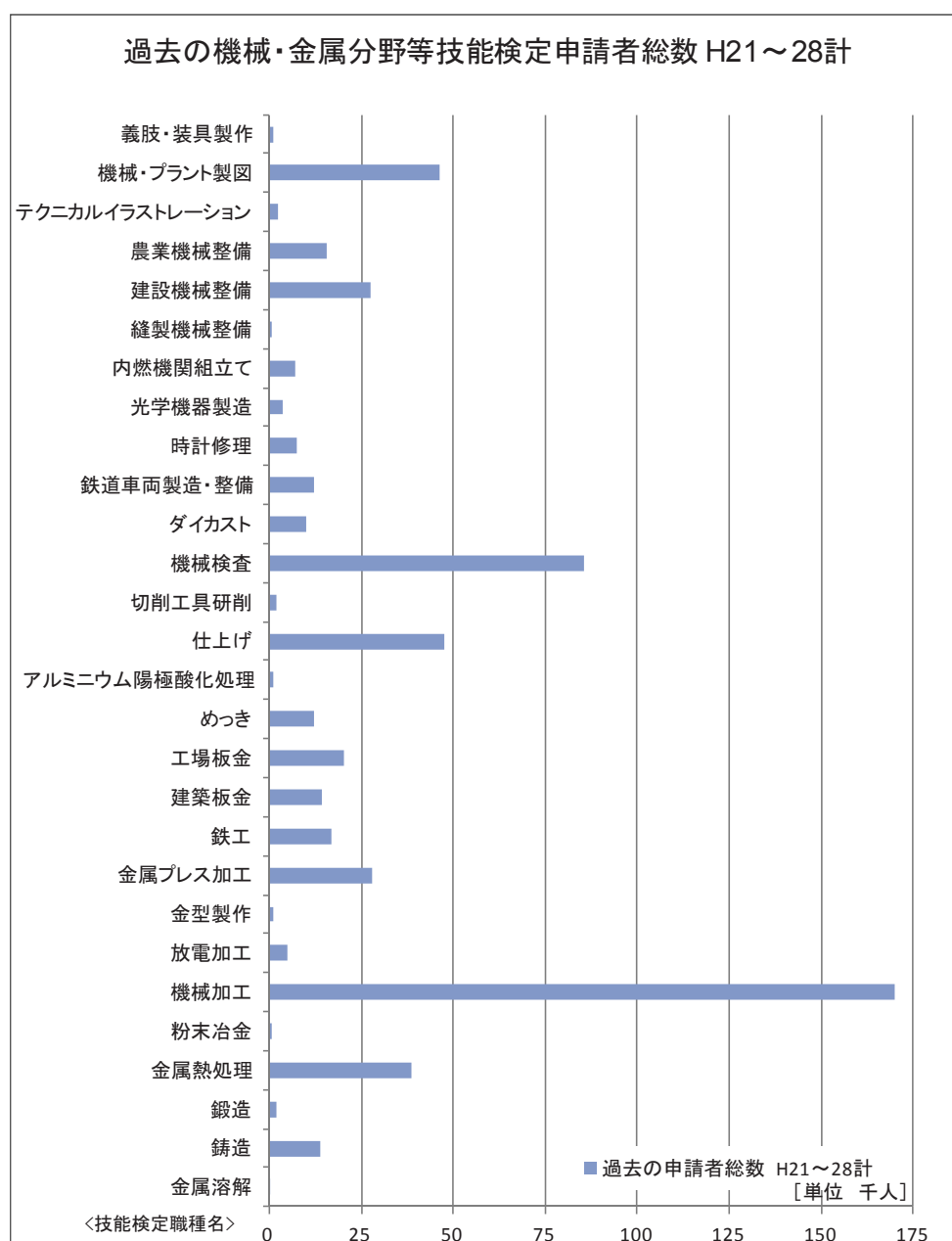


図4-1 対象科に関連した検定職種の受検(申請)者数

景気の緩やかな回復によって平成29年10月の有効求人倍率が1.55倍と43年9ヶ月ぶりの高水準となっており、製造業中心に求人が増加している。裏を返せば、製造業等では人材不足であることが表面化している。

慢性的な人材不足として建設業が挙げられているが、近年は、宅配便を含む運輸業において長時間労働、残業で人材不足が表面化している。人材不足は、製造現場にも広がっており、人材不足が継続すると日本経済はマイナスに落ち込むことになる。

現在の日本の人口は、1億2,700万人で、労働人口は、平成29年10月では6,581万人となっていが、2020年には人口1億2,500万人に対して労働人口6,381万人、2030年には人口1億1,900万人に対して労働人口6,169万人へと大幅に減少する(参考 国

立社会保障・人口問題研究所資料)。人材不足が特定の業種から他分野まで広がるようでは、生産性悪化と経済成長率の低下の悪循環を招くことになる。

安易な外国人労働力として受け入れられていた外国人技能実習制度は、評価試験である技能検定との関連を含めた改正が行われ、発展途上の技能技術移転としての位置づけと実習年数との国内資格取得が新たになった。

一方で、就労目的の在留が認められる外国人労働者の「専門的・技術的分野」の在留資格である『技術・人文知識・国際業務』に係る技術分野の見直しへの要望が多く挙げられている。在留希望の外国人の多くは、中国人で、次いでベトナム人となっている。外国人労働者の受け入れに対しての規制緩和をするときに身近に迫ってきている。

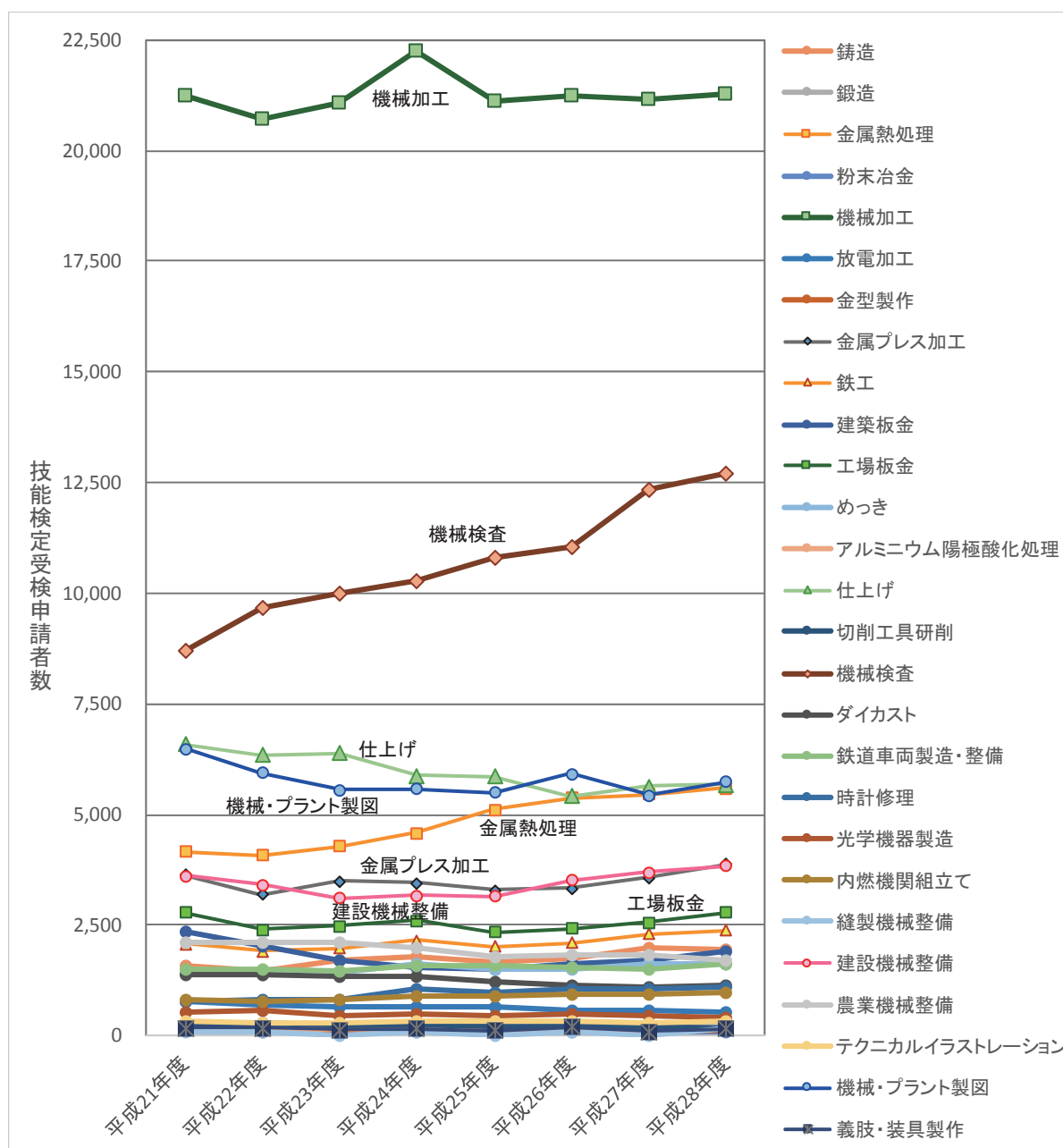


図4-2 関係する職種の技能検定受検者数の推移

技能検定に戻すと、受検者数は近年増加か横ばいの傾向である。金属熱処理、金属プレス加工、工場板金、機械検査等は増加し、技能検定の取得の意味合いが大きい。

団塊の世代の熟練者の退職や人材不足から、新たに後継者の育成に向けた取組が顕著となってきており、落ち込んでいた技能検定受検者数も徐々にではあるが関連する職種で受検者数が拡大傾向にあり、人材育成になくはない国家資格としての存在が見られる。図4-2は関係する職種の平成21年から平成28年の受検者数の推移である。

厚労省としては、前述の『技能検定の職種の見直しに関する専門調査員会報告書』による「統廃合等の判定基準の要件」により、年間平均受検者数が一定の基準(100人)に満たない職種については、関係団体や国民からの意見等を集約し社会的便益の評価を行った上で、統廃合等を含めた方向性を議論していく一方、技能検定に準じた社内検定認定制度(表4-2参照)を設け推奨もしている。平成29年6月9日現在、49事業主等128職種が認定されている。

近年では、株式会社そごう・西武のデパートの「販売職」、自動変速機メーカーのジャトコ株式会社の「自動変速機組立」のほかに、技能検定が廃止されたため、それに代わる社内検定制度として四国タオル工業組合の「タオル製造」がある。このほか、自動車メーカー各社における社内検定や、スーパーイオンの「鮮魚販売加工」、和装の「着付指導」、ペットの「トリマー指導」、化粧品メーカーの「ビューティカウンセラー」等の社内検定の認定や、新たにお茶の「ティーテイスター」と二輪車用機器製造に係る「トリム製品製造装置オペレータ」が社内検定として認定されている。

表4-2 社内検定認定制度

- ・労働者の職業能力の向上及び合格者に対する社会的評価の向上に資すること等を目的とし、一定の基準に適合し技能振興上奨励すべきものを厚生労働大臣が認定する制度である。
- ・ただし、技能検定と競合する職種、英語検定等一般教養を対象として実施される職種、その他人事管理のために選別することのみを目的として実施される検定については除外する。

(3) 職業訓練用教科書等について

職業訓練で使用する教科書のうち、厚労省が管轄する「職業訓練用認定教科書制度」によって認定された教科書を認定教科書という。文部科学省の「教科書制度」では、検定済みの教科書を必ず使用しなければならないが、「職業訓練認定教科書制度」は努力義務である。すなわち、職業能力開発促進法では、「公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練又は高度職業訓練においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。」としている。「努めなければならない。」とは、多数の職種への対応、急速な技術革新への対応等には、広く世に流通している専門書等の図書の活用を推し進める必要があるといえる。

表4-3 教科書の改訂

区 分	冊 数
改定対象	47 冊
改定待ち	40 冊
廃版対象	31 冊
合計	118 冊

いわゆる弾力運用の結果である。例えば、情報系の教科書等は、日々発売される新刊図書が活用されている。基盤整備センターが著作権を持つ認定教科書は、廃版になったものを含めこれまで 118 冊が出版されている。その内訳を表 4－3 に示す。基盤整備センターでは、これらの認定教科書について改定等のメンテナンスを行っている。具体的には、過去に発行した教科書で、発行部数が多いものを対象に年 4 冊ずつ見直しを行って改定版を発行している。しかし、発売部数が極端に少ない教科書等については、見直しの優先度が低くなっている。アンケートやヒアリングを実施すると「認定教科書の内容が古く、改定してほしい。」との要望が多く寄せられる。しかし、訓練基準の見直しが 4 年に一回行われるのに対し、認定教科書の改定は年に 4 冊と少なく 10～15 年サイクルの見直しとなっている。そのため、教科の訓練基準(細目)が大幅に変更となった場合は、現場において配付プリント等で対応する必要に迫られている。

認定教科書の改定は、訓練で使われるだけでなく技能照査や職業訓練指導員試験の試験問題を作成する際にも関連してくる。理想的には訓練基準の改正に連動して認定教科書の改定等が行われるべきであるが表 4－4 に示すように追いついていないのが現状である。今後も販売数と改定希望が多い認定教科書を優先に改定していくことになる。一方、改定を待つのではなく、団体等が独自に教科書を作成し認定を受ける取組も必要となる。

なお、認定教科書の改定にあたっては、基盤整備センターが厚労省に改定に係る申請とそれに基づいた改定作業を行い、出版委託先から改定版を発売することとしている。著作権等は、機構に帰属している。

表 4－4 認定教科書の改定状況(H21～27)

年度	教科書名	出版社	改定承認日
H21	建築概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23. 8
	建築塗装法	(一社)雇用問題研究会	H22. 2
	電子測定法及び試験法	(一社)雇用問題研究会	
	デザイン概論	(一社)雇用問題研究会	
H22	建築生産概論	(一財)職業訓練教材研究会	H23. 2
	製図の基礎	(一財)職業訓練教材研究会	
	機械測定法	(一社)雇用問題研究会	
	材料力学	(一社)雇用問題研究会	
H23	送配電及び配線設計	(一社)雇用問題研究会	H24. 2
	電気工事	(一社)雇用問題研究会	
	電気関係法規	(一社)雇用問題研究会	
	溶接法(旧 溶接Ⅰ)	(株)旺文社	
H24	電気工学概論	(一社)雇用問題研究会	H26. 1
	電気工事実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
	建築Ⅳ	(一財)職業訓練教材研究会	
	板金工作法及びプレス加工法	(一財)職業訓練教材研究会	
H25	建築Ⅲ	(株)旺文社	H26. 12
	建築Ⅴ	(株)旺文社	

H25	機械製図〔基礎編〕	(株)旺文社	H26. 12
	機械製図〔応用編〕	(株)旺文社	
H27	機械工学概論	(一社)雇用問題研究会	H29. 3
	機械材料	(一社)雇用問題研究会	
	電気製図	(一社)雇用問題研究会	
	電気機器	(一社)雇用問題研究会	
H28	電気理論	(一社)雇用問題研究会	H30
	電気材料	(一社)雇用問題研究会	
	機械工作法	(一社)雇用問題研究会	
	木造建築実技教科書	(一社)雇用問題研究会	
H29 改定 作業 中	NC 工作概論	(一社)雇用問題研究会	H31 (予定)
	NC 工作機械〔1〕	(一社)雇用問題研究会	
	NC 工作機械〔2〕	(一社)雇用問題研究会	
	生産工学概論	(一社)雇用問題研究会	

H26 については、都合により改定作業を行っていない。

1-3 まとめ

別表第二(訓練基準)に基づく教科、設備、技能照査の各細目について調査研究を行い修正等が必要と思われる個所について見直し提案を行った。

別表第二に記載されている教科の項目は、教科名と学科・実技ごとの大きくくりな訓練時間数であるが必ず実施しなければならない最低限の基準である。これは、総訓練時間の約6割に相当する。残り4割の中で時間数の増減や地域ニーズに沿った新たな教科を取り入れることができる。

別表第二の教科ごとの標準的な内容や時間数を表したものが「訓練基準の教科の細目」である。別表第二の訓練基準を改正する際の根拠となるものである。「教科の細目」は、「技能照査の基準の細目」に反映されるため相互に見直す必要がある。

一方、別表第二の設備には、「建物その他の工作物」、「機械」、「その他」と代表的な実習場や機械・装置しか示されていない。これを詳細に表したものが「設備の細目」である。設備の細目は、標準として示したものではあるが補助金の算定等で使われる。このため、見直し等に関する要望も多い。例えば、指導員用のパーソナル・コンピュータ等を訓練生用の機械に追加してほしいとの要望がある。設備の細目は、基本的には訓練生が使用する機械を表記しているので、訓練生用30台＋指導員用1台のような表記はできない。教室や実習場以外の視聴覚設備や図書室等も同様である。表4-5の職業能力開発関係法・通達集(Ⅲ)では、これらを「その他の設備」としている。

指導員用のパーソナル・コンピュータについても「その他の設備」等として解釈することができると考えるが必ずしも統一されてない。プロジェクタ等のプレゼンテーション機器については、できる限り訓練科の要望も勘案しながら訓練用機器として設備の細目に追加してきた。このように明確な規定がない指導員用機械やプレゼンテーション機器については、模型等と同様に教示用として教材類の中に入れてはどうかとの意見もある。パーソナル・コンピュータとプリンタは、かつては単独で同数必要とされていたが、ネットワークの普及により、プリンタは共用で教室に1台もしくは2台あ

れば間に合う。また、CAD が普及した現在、A0 番の製図器が必要かどうかについても整理が必要と考える。

表 4－5 普通課程の普通職業訓練における設備の細目

第 1 訓練科ごとの設備
2 別表の設備の細目の欄のうち名称欄に掲げる製図室、測定実習場、試験機類については、公共職業能力開発施設においてこれらを必要とする訓練科が 2 以上ある場合は、それぞれの訓練科において訓練の実施に支障がない限り、共通のものとして設置することができるものとする。
3 別表の設備の細目の欄にパーソナル・コンピュータ等の ME 機器を掲げていない訓練科については、選択によって実施する訓練科目等に応じて必要とする ME 機器を整備することができるものとする。
第 2 その他の設備
公共職業能力開発施設には、他の訓練課程と共通のものとして、視聴覚設備、保険設備、相談室、学生ホール、図書室、又は運動場等を設けることができるものとする。

昨年度の見直し同様、用語の統一や誤字・脱字等についてもチェックしたが、その中でも語句と語句とのつながきを「、」や「及び」、「並びに」との記載がまちまちである。非常に多くの箇所ではこれらの記述が多い。気になる箇所も残されている。

昨年同様の語句の扱いでは、「取り扱い」や「組み立て」等の場合、送り仮名を省略して「取扱」、「取扱」あるいは「組立て」、「組立」としても使用できるが訓練基準の関係では「取扱」、「組立て」に統一することとした。ただし、「組立実習」のような場合は、送り仮名を付けないこととした。外来語をカタカナ表記する場合は、「コンピューター」、「モーター」のように 3 音以上であれば原則として「コンピュータ」、「モータ」とし、3 音以内の語句の場合はそのままとした。

技能照査の基準の細目では、程度を表す“知っている”、“よく知っている”あるいは“できる”、“よくできる”といった表現が使われている。この使い分けについては、昨年同様のとらえ方(14 ページ「(3)技能照査の基準の細目」を参照)した。しかし、その根拠を求められ、技能照査合格者は技能士補として技能検定二級に関わることから、技能検定 2 級の細目から“〇〇ができる”と“〇〇がよくできる”の区別を行い、その関連検定がない場合等については、今までどおりの内容に留めた。

いずれにしても、技能照査の基準の細目にある「よく知っている」と「知っている」との区別及び「よくできる」と「できる」の区別については、分野、系を超えて表現や表記をどこまで統一できるか、検討する必要がある。

また、144 科のうち約 3 割の科は設置されていない。他の法令等との関係もあり科の統廃合はすぐには難しいが訓練基準がある限り見直さなければならない。

1-4 謝辞

今年度は4回の基礎研究会を開催し、認定校に対してのアンケート結果や厚労省による都道府県職業能力開発主管課に対してのアンケート結果及び委員の方々から訓練状況等を訓練基準の見直しに係る情報としました。特に、アンケート調査では、多くの方々から基準の見直しに係る要望や意見をはじめ訓練の実施状況等についてお聞きすることができました。併せて、ヒアリング調査にもご協力いただきました認定校の関係者の方々及び都道府県の職業能力開発主管課並びに能力開発校に感謝申し上げます。

最後に、基礎研究会にご出席していただいた委員の方々に感謝するとともに、委員が所属する所属施設の関係者に御礼申し上げます。委員の方には多大なご負担をおかけしました。委員の方々からの現場の状況、訓練の実態等の紹介が訓練基準の見直しに大いに役立ちました。限られた委員の陣容で幅広い訓練分野を見直すには、現場経験と企業等の訪問等の経験のある各委員の意見が何よりも参考となりました。改めて、御礼申し上げます。

【参考文献】

- 1 厚生労働省, “平成 28 年度「技能検定」実施状況まとめ”, 2017-07-07,
http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-118001-shokugyonouryokukaihatsukyoku-Nouryokuhyoukaka/0000134144_2.pdf
- 2 厚生労働省, “検定職種と訓練科及び免許職種（都道府県知事が実施するものに限る）”,
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11800000-Shokugyounouryokukaihatsukyoku/kunren-taiou.pdf>
- 3 国立社会保障・人口問題研究所, “日本の将来推計人口（平成 29 年推計）”,
http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/f/zenkoku2017/db_zenkoku2017/g-tables/pp29gt0101.htm
- 4 パーソナルキャリア(株), “DODA 求人情報”, 2017,
https://doda.jp/guide/kyujin_bairitsu/index.html
- 5 財務省貿易統計, “品目別輸出額推移”, 2017-12,
Http://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time_latest.htm
- 6 日本銀行 全国企業短期経済観測調査(短観), “雇用人員判断 DI”, 2017-12,
<http://www.boj.or.jp/statics/tk/index.htm>
- 7 Deloitte, “2016 世界製造業競争力指数”, 2016,
<http://www2.deloitte.com/content/dam/Documents/maunufacturing/ad/jp-ad-mfg-competitive-index-2016.pdf>